

表1 ジェトロによく寄せられる質問と回答

よくある質問事項	回答
日本産の玩具、緑茶、衣料品は相互関税の対象か？	適用対象。
日本産の鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品は相互関税の対象か？	対象外。相互関税とは別にこれらの品目には、別措置により自動車・同部品は25%、鉄鋼・アルミ製品・派生品については50%の追加関税が適用される。
ベースライン関税の適用日はいつか？	米国東部時間4月5日午前0時1分以降に通関した貨物から適用されている。
800ドル以下の貨物は相互関税がかからないと聞いたが本当か？	非課税基準額(デミニミス)ルールの利用は可能なため、800ドル以下の製品に対しては関税がかからない。他方、中国・香港からの貨物については本ルールの適用が停止されている。
今回の関税措置により、これまでより多く関税を負担することになったが、関税を減額するための手立てはあるか？	一般的には、関税の払い戻し(ドローバック)、減免税措置(一時輸入)、外国貿易地域、保税倉庫を利用した再輸出、ファースト・セール・ルール(注)などがあるが、それぞれ利用条件があるため、自社に適用可能かについては慎重に検討する必要がある。

(注)輸入取引の過程において複数の取引が行われた場合、米国向けに行われた最初の取引におけるインボイス価格を関税評価額として申告することが認められる制度。

(出所)ジェトロ

表2 日米貿易協定を利用した場合の関税率の例

品目	HTS(HS)コード	今次関税措置による税率	日米貿易協定を利用した場合の税率
砂糖菓子	1704.90.10	14.5% (MFN税率4.5% + ベースライン関税10%)	11.8% (協定税率1.8% + ベースライン関税10%)
自動車部品(電動機、発電機)	8501.51.20	27.5% (MFN税率2.5% + 自動車・同部品関税25%)	25% (協定税率0% + 自動車・同部品関税25%)
緑茶(フレーバー付き)	0902.10.10	16.4% (MFN税率6.4% + ベースライン関税10%)	13.2% (協定税率3.2% + ベースライン関税10%)
調整潤滑剤	3403.19.50	15.8% (MFN税率5.8% + ベースライン関税10%)	12.9% (協定税率2.9% + ベースライン関税10%)

(注) 2025年6月5日時点の関税率。今後、ベースライン関税に加えて、相互関税が賦課される可能性がある。

(出所) 国際貿易委員会 (USITC) の関税率表 (Harmonized Tariff Schedule) を基にジェトロ作成